

# 岐阜県公報

第 二 千 八 十 四 号

平 成 二 十 一 年 九 月 二 十 五 日

(金曜日)

## 目 次

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の区域変更

(治 山 課 六一九  
道路維持課) 六一〇

### 公 示

岐阜県労働委員会委員候補者の推薦  
土地改良区役員の退任

(労働雇用課) 六一一  
(下呂農林事務所) 六一三

## 告 示

岐阜県告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市富永字滝ヶ平一〇〇の二五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町巢之内字京尾二六四の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町大谷字はげの下一七九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年九月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	四百十八号	山県市葛原字上市井三四二六番二地先から 同市同字同四一番二地先まで	前 後	四・六 五・八	一四・〇 一四・〇	

岐阜県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年九月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	区域変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
江 南 線	路 線 名	各務原市須衛字地獄洞二 五七一番地二地先から 同 市 同 字 同 二 五七二番地一地先まで		前 三・四 後 三・四	前 三・五 後 三・四	前 三・三 後 三・三	

岐阜県告示第五百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年九月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	区域変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
神 原 線	路 線 名	揖斐郡揖斐川町小津字治 朗兵衛平三四二七番三 地先から 同 郡 同 町 同 字 同 三四二番三 地先まで		前 五・五 後 三・七	前 五・九 後 三・七	前 一〇〇・〇 後 一〇〇・〇	

岐阜県告示第五百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年九月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	区域変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
美 濃 線	路 線 名	美濃市前野一〇四四番一 地先から 同 市 同 一〇四三番一 地先まで		前 六・二 後 六・八	前 六・八 後 六・八	前 一五・八 後 一五・八	

公 示

岐阜県労働委員会委員候補者の推薦

第四十一期岐阜県労働委員会委員の任期が平成二十一年十二月二十三日をもって満了するので、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十二期岐阜県労働委員会委員候補者の推薦を求める。

平成二十一年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 推薦団体

1 使用者委員候補者の推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主たる目的又は業務の主要な部分である使用者団体

2 労働者委員候補者の推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合

二 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

三 推薦受付期間

平成二十一年九月二十五日(金)から

同 年十一月六日(金)まで

四 推薦手続

1 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を岐阜県商工労働部労働課に提出すること。

(一) 別記様式第一の推薦書

(二) 被推薦者の履歴書

2 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を岐阜県商工労働部労働課に提出すること。

(一) 別記様式第二の推薦書

(二) 被推薦者の履歴書

(三) 推薦に係る労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岐阜県労働委員会の証明書

別記様式第1

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

事務所所在地

団 体 名

代 表 者 氏 名

第42期岐阜県労働委員会委員候補者の推薦について

第42期岐阜県労働委員会の使用者委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所 属 団 体 及 び 地 位	所 属 会 社 及 び 地 位	備 考

別記様式第2

岐阜県知事 古田 肇 様

〒 四 田

労働組合所在地

労働組合名

印

代表者氏名

印

第42期岐阜県労働委員会委員候補者の推薦について

第42期岐阜県労働委員会委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所属労働組合及び地位	所属職場及び地位	備考

土地改良区役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
萩原小坂連合土地改良区	平成二十一年九月十一日	監事	成 瀬	旭 下呂市小坂町小坂町 八二七番地三

平成二十一年九月二十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社